

## 路線バス（乗合バス）の運賃改定について

平素より、弊社バスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

茨城急行自動車株式会社（本社所在地：埼玉県北葛飾郡松伏町、社長：大館広知）では、2024年12月25日に申請した古河営業所管内における乗合バスの上限運賃変更認可申請に関し、本日（2月28日）国土交通省より認可を受けましたので、以下のとおり運賃改定を実施いたします。

日頃よりご利用いただいておりますお客様にはご負担をおかけいたしますが、事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 改定内容

- 改定実施日 2025年4月1日（火）
- 対象路線 弊社古河営業所管内の全路線（コミュニティバスを除く）
- 運賃比較表

	現行運賃	改定後(実施運賃)※1	上限運賃※2
	現金	現金	現金
初乗り運賃	160円	200円	220円
上記定期運賃 (通勤1ヶ月)	6,720円	9,000円	9,900円

※1 実施運賃は、認可が得られた上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客様から収受する運賃額です。

※2 上限運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。

### ④ 主要区間の運賃

区間	片道運賃		定期券(通勤1ヶ月)	
	現行運賃	改定後運賃	現行	改定後
	現金	現金	(30%引)	(25%引)
古河駅東口～小堤	310円	370円	13,020円	16,650円
古河駅東口～古河市三和庁舎	550円	660円	23,100円	29,700円
古河駅東口～八千代町役場	770円	920円	32,340円	41,400円

※ 改定金額の幅については40円～150円となります。

※ 朝日自動車グループ5社共通学生フリーパスは現行どおりの発売金額で変更ありません。

※ 定期券を3月31日までに買い求めのお客様は、運賃改定後も差額のご負担なく有効期限までご利用いただけます。

## 2. 改定理由

弊社は1997（平成9）年6月1日に実施した運賃改定以来、消費税増加分の転嫁を除いては、自助努力により上限運賃を変更することなく2023年までの26年間、安全安心な運行に努めたうえ、路線網の拡充や利用者利便の向上を図ってまいりました。しかしながら、この間、少子高齢化やマイカー等との競合を主な要因として利用者を確保することが厳しい状況が続き、加えて近年では、コロナ禍以降のリモートワークや在宅勤務等の増加により移動需要自体が低迷してきたため、収支の悪化が進み、極めて厳しい事業運営となっております。

他方、バス運転士の確保が難しく、人件費や燃料費が増加傾向にあり、最も重要な安全対策や定期的な車両代替、サービス向上策、環境対策等のコストも同様に増加傾向となっており、事業経営を大きく圧迫してきております。

しかしながら厳しい事業環境においても、公共交通としての弊社バス事業を今後も安全かつ安定的に継続していく必要があると考え、そのための施策の一つとして、2023年9月29日に松伏営業所管内の埼玉県内において運賃改定を実施いたしました。

また、その後の2024年5月25日には、松伏営業所管内の千葉県内と茨城県内においても運賃改定を実施したところであり、今回は、古河営業所管内におきまして運賃改定を実施することとなりました。今後も、引き続き経営努力に努めてまいりますので、何卒ご理解をお願いいたします。

## 3. 改定後の運賃について

各路線の改定後の運賃につきましては、3月17日より、弊社ホームページ内の「運賃・時刻表検索」の運賃検索から、または「重要なお知らせ」から検索いただけます。（検索開始日の変更となる場合は、改めてホームページにてご案内させていただきます。）

また、その他ご不明点等につきましては、下記営業所にお問い合わせいただけますよう、お願い申し上げます。

【URL】トップページの「運賃・時刻表検索」および「重要なお知らせ」からお進みいただけます。 <http://www.ibakyu.jp>

お問合せ連絡先  
茨城急行自動車株式会社  
（本社・松伏営業所）  
TEL:048-992-0031